

「盗水」への厳正な対処、宅地分譲の正常な解決を

公平・公正の行政を 求める議会の決議で

3月議会最終日の17日に提出予定の水道水の不正取水に対する決議と町宅地分譲事業の調査特別委員会設置に関する決議の案文がほぼまとまりましたので紹介します。
なお、分譲地の調査特別委員会は、混乱の原因、課題などを調査するものです。



よって11月22日付けの監査結果の勧告に従い、3項目の速やかなる実行を甲良町長に求めるものである。右決議する。

3月17日 甲良町議会

不正取水の厳正な対処を求める決議案
甲良町の上水道事業は犬上川の豊かな水源に恵まれ、深井戸方式による、安全でおいしい水を提供してきた。言いつまでもなく人々の命をつなぐ貴重な町民共有の財産である。町上水道事業の開始以来、関係者の努力に支えられて経営を続け、自然流下方式も完了したところである。(中略)

しかるに、町民の支えなくしては事業の継続・発展はありえないものである。

今回、住民から提起された監査請求に対し、昨年11月、明快な監査結果が出された。その主な内容は、正規の水道料金相当額の賦課徴収、不正行為に対する過料、重大な犯罪であり告訴すべき、条例に基づく不正の摘発と未然防止を講ずべき、として、3月末までに策を講じるよう勧告した。

どのような理由があるとして、バイパス管設置などによる不正が許されないのは当然である。「勧告」誠実に実行することは、公平・公正な行政を行うため欠くことができない。

町宅地分譲事業の調査特別委員会設置に関する決議案
地方自治法第百十条及び甲良町議会委員会条例第5条に基づき下記の要綱にて特別委員会を設置する

名称 甲良町宅地分譲事業にかかわる残地等調査特別委員会

付託事件：平成14年度および15年度決算審査意見書で指摘されている、甲良町土地取得造成事業特別会計「保有の事業残地」登記処分等の事実経過及び今後の課題を調査すること。

調査期間：上記事件が解明され、調査終了宣言がなされるまでの期間。9月30日までとし、なお継続が必要な場合は中間報告を行い、議会の同意を得る。
委員数：6人

お元気ですか
のぶあきです

83名の中学生のみなさん ご卒業おめでとうございます

どこかで会っているかも知れませんが、巣立ち行くみなさんを想うかべています。

つい最近、ラジオから流れてきた唄に心が奪われたその夜、ドラマのテーマソングがどこかで聴いたメロディーだなんて思ったら、じっとしていられず、レンタルCDに走り、今、ハマっています。

彼女の唄う歌詩がとても魅力があります。Jupiterにも「ひとりじゃない」が繰り返し出てきます。人間「深い胸の奥でつながってる」のですね。

どんなときも自分を信じて、向かって欲しいと願わずにはられません。

明日 (2)

そっと閉じた本に 続きがあるなら
まだなんにも書かれてない ページがあるだけ
もう泣かない もう逃げない
なつかしい夢だって 終わりじゃないもの
あの星屑 あの輝き
手を伸ばしていま 心にしまおう
明日は新しい わたしがはじまる

オッサンがこの唄、口ずさんでいます。

甲良民報

2005年3月15日 臨時号
発行責任：日本共産党甲良町支部
代表：西澤伸明 甲良町在土463
Tel.Fax38-4949

Eメール info@jcp-nobuaki.com
のぶあきホームページ
<http://www.jcp-nobuaki.com/>